

議会だより



那珂川町

なかがわ

2009.5.10 15

●発行/栃木県那珂川町議会 ●編集/那珂川町議会広報特別委員会
電話0287(96)2112 e-mail gikaigiji@town.tochigi-nakagawa.lg.jp

主な内容

- ① 第2回定例会 2~4
- ② 一般質問 5~13
- ③ 議会のごき・編集後記 14



第2回 定例会

議員報酬減額を継続、平成21年度各会計予算を可決

平成21年第2回那珂川町議会定例会は、3月5日に開会し、会期を13日までの9日間と定め、議案等の審議及び一般質問を行いました。

新年度から全町内において本格稼働する「ケーブルテレビ施設条例」の制定など町条例制定3件、個人情報保護条例など町条例改正12件、一般会計など10会計の補正予算、平成21年度予算10件のほか、損害賠償、町道認定、指定管理者の指定、加入組合規約等の変更3件など、町長提出議案41件と「議員報酬減額条例」制定の議員提出議案1件について慎重審議し、原案のとおり可決しました。

また、今期定例会から一般質問に一問一答方式を試行導入することとなり、質問には、9人の議員が登壇しました。

議員提案

議員報酬を月額5%減額

◆町議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定
(全員賛成 原案可決)

平成20年度に引き続き、平成21年度においても議員報酬の減額を行うこととしました。

平成21年度予算

◆平成21年度那珂川町各会計予算の議決

平成21年度各会計予算については、3月9日に議員全員を構成とした予算審査特別委員会(委員長 橋本操議員、副委員長 岩村文郎議員)を設置し、3月10日から13日にかけて各会計の予算審査を行いました。

3月13日の本会議において、委員長からの「原案のとおり議決すべきもの」との報告を受け、会計ごとに採決を行い、老人保健特別会計及び農業集落排水事業特別会計を全員賛成で、その他の会計を賛成多数で可決しました。

【予算審査特別委員会の予算に関する意見等】

①保育事業の充実と安定的な保育士確保を図るため、近

隣市町との均衡を考慮し、臨時保育士賃金の見直しを検討すること。

②子育て支援施策における各種事業の実施に当たっては、人的にも経費面においても、より手厚い支援を行い、更に内容を充実させるとともに有効な展開を図ること。

③土木・建築関係事業については、町民が事業の効果を早く受けられるよう、できうる限り早く着手し、繰り越しのないよう努めること。

④ケーブルテレビの加入については、高度化事業の有益性を更に啓発し、加入率目標の達成に向けて特段の取り組みを行うこと。



予算審査の様子

一般会計 73億9,000万円(前年比▲2.9%) 特別会計総額 42億3,150万円(前年比▲26.6%)

会計名	本年度予算額
一般会計	73億9,000万円
特別会計	42億3,150万円
国民健康保険会計	20億400万円
老人保健会計	500万円
後期高齢者医療会計	1億7,250万円
介護保険会計	11億6,000万円
ケーブルテレビ事業会計	3億5,000万円
下水道事業会計	3億2,900万円
農業集落排水事業会計	4,600万円
簡易水道事業会計	1億6,500万円
計	42億3,150万円

水道事業予算	収入	支出
収益的収入及び支出	2億2,720万円	2億2,720万円
資本的収入及び支出	5,100万円	1億4,542万5千円

一般会計の歳入財源内訳、性質別歳出内訳

歳入内訳	歳出内訳
自主財源 (40.1%)	投資的経費 (7.4%)
依存財源 (59.9%)	消費的経費 (61.7%)
	その他の経費 (30.9%)

※予算の内訳等については、広報なかかわ4月号をご覧ください。

条例

条例制定

◆町ケーブルテレビ施設条例の制定
(全員賛成 原案可決)

(全員賛成 原案可決) 高度情報化の推進に伴い、新たに全町を区域として設置したケーブルテレビ関連施設の設置・運営について定めました。



ケーブルテレビ放送センター

◆町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定
(全員賛成 原案可決)

平成21年4月から介護報酬が改定されることに伴い、介護保険料の増加額を軽減するために基金を積み立てて運用することとしました。

◆町イノシシ肉加工施設条例の制定
(全員賛成 原案可決)

(全員賛成 原案可決)

農作物の被害防止・地域資源活用のために和見地内に建設したイノシシ肉加工施設の設置及び管理について定めました。



完成したイノシシ肉加工施設の内部

◆町移動通信用鉄塔施設条例の一部改正

(全員賛成 原案可決)
町が設置している移動通信用鉄塔(携帯電話用)について、新たに大那地五輪場基地局を加えました。

◆町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の一部改正

(全員賛成 原案可決)
町が整備する移動通信用鉄塔施設を使用する通信事業者から徴収する分担金の額を改めました。

◆町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

(全員賛成 原案可決)
新しいケーブルテレビ施設の設置に伴い、運営委員会及び放送番組審議会の名称を「ケーブルテレビばとつ」から「ケーブルテレビ施設」に改めました。また、保育園・幼稚園の嘱託医及び嘱託歯科医、学校医及び学校歯科医の報酬をそれぞれ年額4万円増額しました。

納付金課税額の上限を「9万円」から「10万円」に引き上げました。

◆町手数料条例の一部改正

(賛成多数 原案可決)
県が行ってきた屋外広告物に関する許可申請に対する審査事務を権限委譲により町が行ったこととなったことから、その手数料を加えました。

◆町遺児手当支給条例の一部改正

(全員賛成 原案可決)
学校教育法の改正に伴い、条例中の関係する文言を改めました。

◆町介護保険条例の一部改正

(賛成多数 原案可決)
介護保険事業計画に基づく介護保険料の改正及び介護報酬の改定に伴う介護保険料の増加額を軽減するために平成21年度から平成23年度までの間、保険料率の軽減措置を設けました。

◆町道路占用料徴収条例の一部改正

(全員賛成 原案可決)
道路法施行令の改正に伴い、町道路占用料を改めました。

補正予算

◆平成20年度一般会計補正予算

(賛成多数 原案可決)
国の第2次補正予算に伴う定額給付金事業や子育て応援特別手当支給事業、平成21年度に計画していた統合保育園建設事業の前倒し予算のほか、国県支出金の確定に伴うものや町税・その他の歳入歳出の見込みなど、事務事業において最終調整が必要なものについて年度末に向けて予算の補正を行いました。

◆平成20年度国民健康保険特別会計補正予算

(全員賛成 原案可決)
介護納付金、共同事業拠出金などを減額し、保険給付費、総務費などを増額しました。

◆平成20年度老人保健特別会計補正予算

(全員賛成 原案可決)
医療給付費を減額するほか、平成19年度事業費の確定により、一般会計への繰出金を予算措置しました。

◆平成20年度後期高齢者医療特別会計補正予算

(全員賛成 原案可決)
後期高齢者医療広域連合納

条例改正

◆町個人情報保護条例の一部改正

(全員賛成 原案可決)
新しい統計法の制定に伴い、条例中の関係する文言を改めました。



携帯電話不感地域解消の通信用鉄塔

◆町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正

(全員賛成 原案可決)
地方自治法の改正に伴い、条例中の関係する文言を改めました。

◆町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正

(全員賛成 原案可決)
人事院規則の改正に伴い、条例中の関係する文言を改めました。また、裁判員制度の施行に伴い、特別休暇の事由に「裁判員として裁判所に出頭する場合」を加えました。

◆町国民健康保険税条例の一部改正

(賛成多数 原案可決)
地方税法等の改正に伴い、国民健康保険税のうち、介護

付金、後期高齢者健診事業費を減額するほか、高齢者医療制度円滑運営事業費としてシステム改修費を予算措置しました。

◆平成20年度介護保険特別会計補正予算

(全員賛成 原案可決)
保険給付費、介護保険システム改修事業費、介護従事者処遇改善臨時特例交付金の基金設置費などを計上しました。

◆平成20年度ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

(全員賛成 原案可決)
ケーブルテレビ高度化事業費の精査により減額しました。

◆平成20年度下水道事業特別会計補正予算

(全員賛成 原案可決)
公債費の繰上げ償還費を計上し、事業の精査により下水道整備事業費を減額しました。

◆平成20年度農業集落排水事業特別会計補正予算

(全員賛成 原案可決)
三輪及び北向田水処理センターの施設修繕料を計上しました。



◆平成20年度簡易水道事業特別会計補正予算

(全員賛成 原案可決)
公債費の繰上げ償還費などを計上しました。

◆平成20年度水道事業会計補正予算

(全員賛成 原案可決)
企業債の繰上げ償還費及び

取水ポンプ取替工事費を計上しました。

損害賠償

◆損害賠償額の決定及び和解

(全員賛成 原案可決)
町道一渡戸大鳥線において発生した負傷事故に対して、道路管理の面から町の責任に

平成20年度各会計別補正予算

(単位：千円)

会計名	補正前の額	補正額	計
一般会計	7,845,000	1,022,000	8,867,000
特別会計	国民健康保険会計	-62,500	2,045,700
	老人保健会計	48,500	218,000
	後期高齢者医療会計	-31,400	144,100
	介護保険会計	22,760	1,158,000
	ケーブルテレビ事業会計	-270,000	1,482,700
	下水道事業会計	71,000	388,100
	農業集落排水事業会計	946	48,346
簡易水道事業会計	138,500	311,600	
計	13,723,740	939,806	14,663,546

水道事業会計	補正前の予定額	補正予定額	計
収益的収入及び支出	235,695	-200	235,495
資本的収入及び支出	117,015	80,206	197,221
計	352,710	80,006	432,716

町道認定

◆町道路線の認定

(全員賛成 原案可決)
町道として、新たに次の2路線を認定しました。
・本町福祉センター線(新設)
・後沢線(国道293号バイパス開通に伴う国からの管理移管)

管理者の指定

◆指定管理者の指定

(全員賛成 原案可決)
町施設の管理について、指定管理者を指定しました。
指定施設名
・まほろばの湯湯親館
・交流用施設
・宿泊滞在施設
・町営温泉源泉施設
指定団体名
株式会社 まほろばおがわ(再指定)

その他

◆栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村

総合事務組合規約の変更
◆二宮町が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分

◆栃木県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更
(全員賛成 原案可決)

平成21年3月23日、二宮町が真岡市に編入することに伴い、栃木県市町村総合事務組合及び栃木県後期高齢者医療広域連合を組織する市町村数の減少と組合規約の変更について議決を行いました。また、二宮町の編入合併に伴う退職手当支給事務に係る財産処分について、栃木県市町村総合事務組合に帰属させる旨の協議書を議決しました。



指定管理施設(まほろばの湯 湯親館)

一般質問



紙面の内容は、質問・答弁とも質問者自らが要約、執筆したものを掲載しています。

第2回町議会定例会の一般質問に、9名の議員が登場（本定例会の一般質問から一問一答方式を試行導入しました。）

3月5日（木）

○大森富夫議員

- ① 地域振興策の取り組みについて
- ② 県営産廃最終処分場問題について
- ③ 障害者自立支援法について

○福島泰夫議員

- ① 空き施設の管理について
- ② 小中学校の英語教育について
- ③ 中学校の部活動について

○石田彬良議員

- ① 公共用地取得後の管理について
- ② 児童生徒の携帯電話の使用について
- ③ (仮称)小川統合保育園建設について

○小林 盛議員

- ① 県営産廃最終処分場問題について
- ② 那珂川町環境基本計画について

3月6日（金）

○桑原勇一議員

- ① 肺炎球菌ワクチンについて
- ② 災害時の防災対策について
- ③ ふるさと納税について

○川上要一議員

- ① ケーブルテレビ事業支援及び町活性化への官学連携事業計画について
- ② 学校給食への地元産食材の更なる活用について

○益子明美議員

- ① ホームページ、広報紙の有効活用について
- ② 那珂川町環境基本計画について
- ③ 県営産廃最終処分場問題について

○橋本 操議員

- ① 那珂川町の農業振興策について
- ② 景気悪化による町の対策について
- ③ 福祉施設への進入路について

○鈴木雅仁議員

- ④ 小川地区の小中学校の統合について
- ① 特産品ブランド化への取り組みについて

地域振興施策を迅速に進めるべき



大森富夫議員

質問 未曾有の金融危機のもと、雇用の場の喪失、企業の倒産等が懸念されることから交付税を効果的に活用し、迅速に地域振興を図るべきと考えるが、その取り組みについて、次の点を伺う。

- ① 国の第2次補正予算の関連からも雇用の場創出や金融支援を進めるべきではないか。
- ② イノシシ肉加工施設を地域振興にどのように結びつけていくのか。

③ ケーブルテレビ宅内工事費用を全世帯無料化すべくではないか。

④ 東部3小学校及び小川地区3保育園の統合は地域振興に逆行するのではないか。

⑤ 住民生活安定のために生活資金貸付制度を復活すべきではないか。

⑥ 中小企業融資制度の枠拡大と住宅リフォーム制度の創設をする考えがあるか。

⑦ 子育て支援策として、子ども医療費助成を義務教育終了時まで拡大し、同時に全て現物給付とすべきではないか。

⑧ 町営ゆりがね温泉を指定管理者に移管し、地域内活性化に寄与すべきではないか。

答弁（町長）

① 町の基幹産業は農林業であることから、

森林組合等とも協議して森林整備面での雇用の場の創出を検討し、町がチェーンソー購入や技能講習会受講の支援を行うこととした。また、庁内における緊急雇用創出事業として農林事務補助員、建設作業員、英語教育指導補助員、幼稚園支援職員など7名を採用したいと考えている。

② 商品化したイノシシ肉を地域特産品として、道の駅での販売や馬頭温泉郷での宿泊客への提供のほか、各種イベントに提供するなど幅広い分野に活用して交流人口の増加と地域振興を図っていきたい。

（高度情報推進室長）

③ 宅内工事については、当初からの説明のとおり個人の負担としてご理解を願っている。

（町長）

④ 地域に根付いた歴史ある学校や保育園がなくならないことは大変残念であるが、少子高齢化や人口減少の実態からすると、やむをえない状況と考えている。

保護者や地域住民のご理解を頂くために協議を重ねてきた中での結論であり、住民の皆さんの意見に沿って統合を進めてきたと考えている。

（商工観光課長）

⑤ 制度を廃止した経緯から、相談業務等の指導を中心に対応したい。

⑥ 中小企業振興資金は、1

億円の委託金をもとに3倍協調で年間3億円の融資枠として設定しており、融資実績から見てもまだ利用いただける状況にあり枠の拡大は考えていない。また、住宅リフォーム制度の創設は考えていない。（健康福祉課長） ⑦ 子ども医療費については県の補助基



完成したイノシシ肉加工施設

準内での助成を基本に実施していく。

(商工観光課長) ⑧行財政改革推進計画で平成23年度以降に指定管理に移行することで検討している。

障害者自立支援法見直しと応益負担撤廃の提言を

質問 障害者自立支援法に対する町の取り組みについて、次の点を伺う。

①本年度は法の見直し年となるが、現在の応益負担は障害者に多大な負担となっていることから、国に対して障害者の応益負担撤廃を提言すべきではないか。

②事業所への支援について「日払い制」から「月払い制」になるまでは町独自の助成策を考へるべきではないか。

答弁 (健康福祉課長) ①費用を広く国民で分かち合うという趣旨を踏まえつつ、所得に応じた軽減措置が講じられており、既に実質的に負担能力に応じて負担する応益負担の仕組みとなっている。

②利用者にメリットがあることから平成21年度以降についても「日払い制」が維持される見通しとなっている。障害福祉サービスについて

は事業者に配慮し、平成21年度より国の事業運営安定化事業として収入額の8割補償から9割補償に拡充される。

処分場設置の同意書をとらなくて良いのか!

質問 県の指導要綱では、処分場計画地の周辺500mの範囲内の関係者の同意を取ることとなっているが、当町に計画されている県営産廃最終処分場の設置については、進入路、排水路等を含めて同意書が取られていないが、これで良いのか見解を伺う。

答弁 (環境整備対策室長) 県の指導要綱は、業を為す者に対するものであり、県が実施する段階において、どういう取りまとめを行うかは今後、県において考へることと思う。



処分場からの排水予定の小回川

生徒の希望に沿った部活動ができないか



福島泰夫議員

質問 中学校の部活動について、次の点を伺う。

①各中学校の生徒数と部活動の内容は。

②少子化により生徒数や教員、指導者が減少する中、休部や廃部に迫り込まれる部活動もあるが、外部指導者等の民間力の活用が出来ないか。

③小川中のバスケ部は、活動したい生徒も多くいて、保護者も存続を希望していると聞いているが、なぜ廃部とするのか。生徒の希望に沿った部活動はできないか。

④学校の部活動でなければ中学生体育連盟の大会に参加できないが、救済措置の考へは。⑤部の新設はないと考へてよいか。

答弁 (教育長) ①平成21年2月現在の生徒数は、馬頭中400名、小川中224名が在籍している。

部活動は、各中学校に軟式野球、サッカー、バレー、バスケット、ソフトテニス、卓球、吹奏楽があり、そのほか馬頭中には柔道、ソフトボール、剣道、アーチェリー、総合文化などの部がある。

②指導要領の改訂により、学校の部活動は「学校教育の一環」から「学校教育のひとつ」と位置づけが明確になり重視された。

部の存続については、学校でも苦慮しているところであり、外部人材活用が図られている部もあるが、各学校の実情により、一概に外部人材活用で部が存続ということではないと認識している。

各学校と協議はしているが、教員数など学校の実態に応じて総合的な見地から学校長が部の改廃を検討している。

③小川中では既に部活動の廃止については教職員に諮り、保護者にも説明して理解を得ていると報告を受けて



存続するかバスケットボール部

いる。

部活の改廃は校長に委任しているが、設置者としての責任もあることから、ここで明確にバスケ部の存続とは答えられないが、十分に意を体して協議していきたい。

④町内に2つの中学校があるので、1校単独でできない場合は、連合チームができないか一考したい。また、現在、教科のみで町単独の期限付教員を採用しているが、教科も含めて部活動指導もできるようなことも検討していきたい。

⑤現在のところ中学校から報告が無いので、予定は無いと思っている。

英語指導に取り組んできた町職員の処遇は？

質問 町内小中学校における英語教育について、次の点を伺う。

- ①委託のALT（外国語指導助手）と町職員（ケビン氏）の各学校への巡回頻度は。
- ②平成23年度から小学校5・6年生の英語教育（週1時間、年間35時間）が必修となるが、どのような対応を考えるか。その際の教職員の基準や資格はどうなるのか。
- ③教員資格を持つ英語の先生を2名、平成21年度から英語教育指導補助員として雇うとあるが、これが緊急雇用対策事業に当たる職種なのか。
- ④小学校の英語授業を基本的に担任の先生が行い、臨時の補助員の先生が各小学校を巡回した場合、現在、ネイティブスピーカーとして各学校を巡回している英語を母国語とする町職員ケビン氏の仕事はどのような立場になるのか。
- ⑤英語を聞く耳を持つのに一番大事な時期と思われる保育園や幼稚園はいつからなのか。

答弁（教育長） ①ALT1名が馬頭中に週三日、小川中に週二日訪問している。

小学校には、学校教育課の町職員（ケビン氏）が8小学校を計画的に訪問しており、年間85日、302時間である。

②小学校の外国語活動が教育課程に位置づけられるので、資格基準は小学校教員免許状を有するものということになる。活動は学級担任を中心に行うので、担任の資質向上の点で研修をさらに深めたい。

③緊急雇用対策かどうか即答できないが、英語の授業にはプラスになると考えている。

④ケビン氏の能力は、よその町には無いすばらしい人材であり、国際交流など別な形でも能力を活用できるのではないかと考える。また、彼に代わるだけの能力のある者は緊急雇用では雇用できないと思うので、彼が持っているノウハウを継承していく努力をしていきたい。

⑤2名の外国語活動の補助員は、馬頭地区に1名、小川地区に1名の予定だが、時間が許せば幼稚園等にも派遣して、少しでも小さい時から外国語に親しむ機会を作りたい。



地元産木材を活用した保育園建設を



石田彬良議員

質問（仮称）小川統合保育園建設について、次の点を伺う。

①豊かな人間性形成に乳幼児期から木と触れあうことは大切であり、木材の使用をどのように考えているのか。

②当町の産業活性化や木材利用拡大のため、積極的に地元産材を活用すべき。設計には取り入れられているのか。

③当町の建設・建築業界も非常に厳しい経営環境にある中で、地域活性化生活安定対策の趣旨からも町内事業者から建設業者を指名すべきと考えるがどうか。

答弁（町長） ①議会からも要望があり、当初から木造で建築することで設計をお願いしている。

②町の64%が林野面積ということからも地元材を使うのは当然であり、特にこの事業

が林業・木材構造改革ということでの国の第2次補正予算の中で補助対象となったということもあり、積極的に活用することで地元の景気回復に寄与できればと考えている。

また、森林組合、建築業組

合、地元木材業者等からも事業への参加要望があり、できる限り要望にも応えていきたいと考えている。

③地元の要望は積極的に取り上げていきたいと考えているが、公金を使う事業であり、技術的な面や完成までの様々な経過を踏まえて業者選考を行うこととなる。

（総務課長） ③業者選考については、設計完了後、事業量、工期、技術面等を考慮し、選考委員会において一般競争入札か指名競争入札かを検討することとなる。

小中学生の携帯電話使用に問題はないのか

質問 児童生徒の携帯電話について、次の点を伺う。

①県教育委員会からの通達（携帯電話の校内持込み禁止）について、どのような対応をとっているか。

②携帯電話持込み禁止に対する保護者の反応は。

③児童生徒の携帯電話による事件事故や友人とのトラブルはなかったか。

答弁（教育長） ①国・県の通達を受けて町教育委員会としても教育長名で各学校長及び保護者あて「携帯電話の校



統合保育園完成イメージ

内への原則持ち込み禁止」を通知したが、当町の地域性（公衆電話が少ない。交通不便地域である。など）を考慮して家庭事情により携帯電話を持たせる場合は、保護者が責任を持ち、学校と十分連絡を取ることをお願いした。また、親子で十分話し合い、利用の約束を決めることや有害サイト接続ができないよう指導をお願いした。

②平成16年から原則持ち込み禁止を指導しており、今回の通知で保護者から強い異論は出ていない。

③中学校においてメールによるいじめ等が数件発生しているが、その都度、学校の指導により解決している。

PTAの集会等でも必ず携帯電話に係る指導を生徒指導と併せて実施している。



公共用地未登記の早期解決を！

質問 町が公共用地として取

得した土地の管理について、次の点を伺う。

①未登記となっている土地はどれくらいあるのか。また、登記ができなかった理由と今後の対応は。

②町が取得した土地は非課税となる訳であるが、再度、実態を調査すべきではないか。課税に誤差はないのか。

③未登記地について、どのような財産管理（台帳管理）を行っているか。

答弁（総務課長） ①現在は、登記を完了してから事業に着手するように努めているが、過去の事業においては、相続や地図訂正が必要などの理由で未登記が生じているものがあり、地籍調査の進捗に併せて逐次整理に努めている。

今後、未登記件数等も含め専門分野の公共嘱託登記協会等の意見を参考に対処したい。

②道水路用地となっている部分については、原則非課税扱いとなっている。

（税務課長） ②登記が済んだものについては法務局からの登記済通知書に基づき課税処理を行っている。

（総務課長） ③公有財産については管理台帳を作成して管理し、道路等については道路台帳により管理している。

不法投棄解決に なぜ特措法を適用しないのか



小林 盛 議員

質問 北沢地区に不法投棄された産業廃棄物は、県の調査によっても、その危険性を認識し全量撤去が必要であると結論付けられている。また、平成16年に産廃特措法が制定されてからは、法律に基づく解決の道も開けてきたはずである。しかし、県も町も産廃最終処分場の設置による解決が最善の方法と主張してきていることから、次の点を伺う。

①行政は、法律に則った執行が原則であり、町長には県に処分場設置による解決を要請した説明責任がある。処分場設置による解決が違法ではないという根拠を示されたい。

②不法投棄解決のために正式に文書で産廃特措法の適用を要請すべき。なぜ法律を適用しないのか。

③法律では不法投棄の解決を図るために措置命令をかけた費用負担をさせることとなっているが、なぜ措置命令をかけて撤去するよう県に要請しないのか。

答弁（環境整備対策室長） ①②産廃特措法の適用に関しては、文書ではないが県と協議してきた。

産廃特措法により撤去・処理するには、措置命令をかけた上で行政代執行を行うこととなるが、埋立処分先の確保が必要なこと。撤去費用が回収できず多額の公費負担となること等から、県は、県営産廃最終処分場を設置して適正処理することが実現可能な最善の方法と判断し、産廃特措法は適用しないと聞いている。

県が特措法を適用しないからといって、これが違法であるとは思っていない。

不法投棄された産業廃棄物を全て特措法により解決しなければならぬということではないと思う。現在、県は公共事業として廃掃法に基づいて実施することとしている。

③県は、不法投棄者に撤去費用を負担する資力がなく、措置命令の実効性がないと判断し、命令をかけていないと聞いている。町としても県の判断を尊重している。



北沢地区の産廃処理はどうなるのか

美しい自然と共生する町に処分場要請は矛盾する

質問 先に示された町環境基本計画の中では、豊かな自然環境の保全に向け、環境への負荷の少ない人と自然が共生するまちづくりを推進することとなっているにもかかわらず、町は八溝県立自然公園地域に指定されている備中沢地区に産廃最終処分場の設置を県に要請している。

環境基本計画と処分場設置要請の整合性、自然環境保護をどのように考えるのか伺う。



答弁（町長） 町総合振興計画では、基本テーマである「豊かな自然と文化にはぐくまれ、やさしさと活力に満ちたまちづくり」の実現のため、環境面からも各施策を横断的にとらえて取り組むこととしている。

また、基本目標の1つとして「豊かな自然と共生するまちづくり」を掲げており、その一施策として、不法投棄された産業廃棄物を県営の管理型最終処分場建設によって解決を図ることとしている。

環境基本計画においても、これに基づき、北沢地区の不法投棄問題解決に向けて県営管理型最終処分場建設を促進することとしており、考え方は一貫しており整合性はとれていると思う。

災害から住民を守る 防災対策は十分か



桑原勇一議員

質問 災害時に地域住民の安全・安心な生活を守るための防災対策について、次の点を伺う。

- ① 防災備蓄倉庫の設置数と備蓄品等の内容は。また、遊休施設や廃校舎を備蓄倉庫として活用できないか。
- ② 避難誘導マニュアルなど地域住民の安全確保体制はどのようなになっているか。
- ③ 企業や団体等と物資供給等の提携を結んでいるか。また、結ぶ考えがあるか。
- ④ 他自治体と防災相互支援協定を結んでいるか。

答弁（総務課長） ①

現在、防災備蓄倉庫は設置していない。備蓄品も備えていないが、災害時の作業用品や日用品等の供給については、企業と協定を締結

している。今後、地域防災計画に基づき、遊休施設等の活用も含めて検討していく。

なお、水害時の応急作業のための資材を収納した水防倉庫は2箇所設置してある。

② 本年3月に策定した町地域防災計画に基づき各種マニュアルを策定中であり、洪水ハザードマップや土砂災害ハザードマップを網羅した町防災マップを作成して町内各戸に配布し、危険箇所や指定避難場所等を周知していきたい。

③ 現在、次のような協定を締結している。

- ・ NPO法人コメリ災害対策センター（災害時における物資供給に関する協定）
- ・ 社団法人栃木県建設業協会 烏山支部（災害時の応急対策業務に関する協定）
- ・ 赤帽栃木軽自動車運送協同組合（物資の緊急輸送に関する協定）

④ 県内全市町で相互援助に関する協定を締結しているほか、滋賀県愛宕町（姉妹都市）と災害時における相互応援に関する協定、茨城県大子町と大規模災害及び隣接境界付近

の火災時における応援協定を締結している。



集中豪雨による土砂崩れ

高齢者の肺炎予防のためにワクチンの無料接種を

質問 肺炎球菌ワクチンの接種は、死亡率が高い高齢者の肺炎予防に効果があると聞いている。長期的な医療費削減の視野に立って、当町でも65歳以上の方に肺炎球菌ワクチンの無料接種を実施できないか伺う。

答弁（健康福祉課長） 肺炎球菌ワクチンが全ての肺炎を予防できるものではない。ワクチンの免疫効果が完全に立証されていないこと。接種時期の選択が非常に難しいこと等から、他市町村の実施状況等を見極めながら、町医師団とも十分協議し慎重に検討

している。

ふるさと納税の状況は

していきたい。

質問 ふるさと納税制度への町の取り組みと現在までの状況について、次の点を伺う。

① 現在までの納税状況とどのような活用方法を考えているか。

② PR等、今までのような取り組みを行ってきたのか。

答弁（町長） ① 現在までに町外の方から7件、39万円の寄付があった。

納税の際に活用希望を聞いているので、活用方法については、一時基金に積み立ててから希望に沿った活用をしていきたい。

② PRについては、広報紙やホームページへの掲載、町内主要施設にパンフレットを置くほか、東京都内での観光キャンペーンにおいてチラシ等の配布を行った。



地域高度情報化と学官連携 期待する効果は？



川上要一議員

進めていくためにも、他の学校や産業界にも働きかけて連携・誘致を行い、更なる産学官連携に拡大する考えはあるか。

⑥ 今回の学官連携事業における町と連携学校の経費負担割合はどのようになるのか。

質問 4月1日より町内全域を対象に、デジタル高度化された新しいケーブルテレビ事業が開始されるが、高度なメディアをより有効に活用するため、町は専門学校との学官連携事業を進めていく計画であることから、次の点を伺う。

① 地域高度情報化推進プロジェクトにおける学官連携の効果は。

② 小中学校における児童生徒への教育面での期待する効果は。

③ 学官連携事業により宇都宮メディア・アーツ専門学校が来町することとなるが、2次的な相乗効果は、どのようなものがあるか。

④ 学官連携事業による学生の第2のフィールドとして、町内の空き施設の有効活用を検討すべきではないか。

⑤ 今後、更に町の活性化を

事務レベルの相互訪問において学生に空き施設利用等も含めて公共施設を見てもらっていることから、8月までに策定予定の学官連携事業計画の中で明らかにしていきたい。

⑤ これを機に相互補完、相互発展の観点から国・県をはじめ、大学、産業界など業種や分野を問わず枠を超えて産学官連携を更に進め、町勢振興を図っていきたい。

⑥ 原則として、町が主体で行う事業は町が負担し、学校が主体で行う事業は学校が負担することとしているが、学生をバスで送迎するようなこともあることから、送迎費用は町で負担することとなる。予算として20万円を計上している。

① 学官連携事業によりケーブルテレビサービスの一つである自主放送の充実が図られ、ケーブルテレビが地域の皆様から親しまれ、身近になるものと考えている。

② 授業において、学生と児童生徒が連携し、インターネットを活用してホームページ上に学校の様子を紹介するなど、子供たちが学生との交流や新しい技術に触れることにより特色ある情報教育ができる。と考える。

③ ケーブルテレビ以外の分野でも連携できるものと考えており、多くの学生が訪れ、当町の良さを知ってもらうと共に地域行事やイベントに参加してもらうことで活性化にもつながると期待している。

④ 空き施設の有効活用は町としても大きな課題であり、



学校給食に地元産米粉を使用したパンの提供を

質問 食の安全性の問題から食材が国内産に移行している中で、学校給食における地元産食材の更なる活用について、次の点を伺う。

① 地元産食材の利用状況と地産地消の更なる取り組みについての考えは。

② 小麦粉価格の高騰や国内の食料自給率向上のため、ライス10プロジェクトが全国的に始まり、米粉の存在が見直されている。

当町の学校給食でも米粉使用のパンが何回か取り入れられていることから、米粉パン給食をより拡大できないか。また、町内にも米粉パンを製造販売しているグループもあることから、地場産業活性化や地産地消の観点から地元産米粉を使用したパン給食を提供できないか。

答弁（学校教育課長） ① 学校給食においても地元産食材を取り入れた地産地消の促進を図っているところであり、現在の地元産野菜の使用率は29%で、米飯給食で使用している当町産コシヒカリを加えると53%の使用率となっております。

更なる取り組みについては、各地域の農産物直売所や生産者団体等との連携を図りながら地産地消の拡大に取り組んでいく。

② 米粉パンの給食は、本年度4回実施しており、児童生徒に人気の給食となっている。平成21年度は月1回程度に増やす計画となっている。

米粉パンの原料は栃木県産コシヒカリを使用しており、通常の給食パンに比べて割高になるが、米消費拡大の観点から地元産の利用も含めて米飯や米粉パン給食を増やすことを学校給食委員会等で検討していきたい。



学校給食に提供される米粉パン

環境基本計画は 真の循環型社会を目指せるのか



益子明美議員

質問 環境への負荷の少ない循環と保全が持続可能な社会を目指して取りまとめられた町環境基本計画の重点プロジェクトについて、次の点を伺う。

①里山復元プロジェクトとはどのような内容か。また、10年間に10区画以上を数値目標としているが、具体的にどの地域を指定するのか。

②「循環型社会を目指す町」における「ゴミ排出抑制プロジェクト」の年間排出量5%削減はどのような取組みを行うのか。また、その効果額はどれくらいか。

③リサイクルや廃棄物の削減・減量に取り組んでいる人、自然素材を活かしたものづくりをしている人、地域の自然環境に造詣の深い人などを環境マイスターとして認定し、学校や生涯学習の場において環境学習を推進する環境マイ

スター制度を設けてはどうか。

答弁（町長） ①健全な森を保全するための下草刈り等が主なものであり、本年度からとちぎの元気な森づくり事業として実施しているが、この事業を積極的に活用し、現在の5地区（すすくの森、子どもの森、久那瀬和台沢、薬利小学校周辺、大山田農村公園付近）から将来的には10地区に拡大する計画であるが、拡大地域は現在のところ決定していない。

②既存事業である生ゴミ処理機の補助制度と資源ごみ集積回収報奨金制度を充実し、ゴミ分別の周知徹底を図るとともに、新たにエコバック運動の展開や家庭・学校・商店版ISOの実施などでゴミの減量化に努める。また、空き施設を活用したりサイクル品展示センター設置、廃食油の再生活用、バイオマス利活用の調査研究など、循環型社会の構築を模索する。効果額は760万円を見込んでいる。

③本計画においては、とちぎエコリーダー制度を活用した環境教育や環境学習の推進、

環境ボランティア等の育成支援をすることとしている。

環境マイスター制度については、他地区の状況を十分調査し、研究を進めたい。



とちぎの元気な森づくり事業（久那瀬和台沢）

処分場産廃の安定化は無害化ではないのでは

質問 県営産廃最終処分場の設置について、次の点を伺う。

①県が遮水シートの耐用年数は40年と説明していることから永久的に安全なものとは言えない。未来永劫にわたる安全性はどのように確保されるのか。

②浸出水処理システムから発生する汚泥、吸着剤その他の廃物は再び処分場に埋め立てられることから、有害物質

は循環しながら濃縮され減少することはないのでないか。

③設置許可申請がなされてから1年が経過しようとしているが、いまだに許可が出ていないことを町長はどのように受け止めているか。

答弁（環境整備対策室長）

①処分場の遮水性の確保は、遮水シートの耐用年数の問題にとどまらず遮水システム全体の問題と認識している。万が一の被害が生じた場合は、県が責任を持つ内容の協定が結ばれているため、将来にわたり住民の不安解消につながるものと思っている。

②処理過程で発生する汚泥は脱水処理され、水分は浸出水処理システムにおいて浄化される。脱水処理された汚泥は処分場に戻され再処理される。安定化が図られるまでこれを続けることになる。

③県は廃棄物処理法に基づき事務処理を進めていると聞いている。県の判断を慎重に見守っていく。

町ホームページ・広報紙をもっと有効に活用すべき

質問 町ホームページや広報紙の有効活用について、次の点を伺う。

①広報やホームページなどへの有料広告の掲載実績は。

②ホームページトップにバナー広告募集のお知らせを載せるなど、より多く利用してもらうための改善が必要では。

③まちづくりに対する住民の意見や提言を常に聴く姿勢を持つべき。ホームページや広報紙を利用して募集し、回答を掲載してはどうか。

④お知らせカレンダーは毎月配布ではなく、年間を通じたカレンダーとしてより活用し易いものにしてはどうか。

答弁（企画財政課長）

①広報紙に3ヶ月連続掲載が1件、一般用封筒と納税通知書封筒掲載が3件、ホームページ上の掲載はなく、合計13万9千円の収入であった。

②現在、町ホームページの見直し作業を進めており、指摘のバナー広告についても有効な手段と考え検討する。

③新しいホームページでは、トップページにご意見箱を掲載する予定であり、その内容と回答はホームページや広報紙に掲載したいと考えている。

④年間行事のお知らせについては、新しいホームページの中でイベントカレンダーの作成を検討しており、利用しやすいものを考えている。

最悪の景気に対する町の対策は



橋本 操 議員

質問 世界的な原油高騰や金融危機により景気が悪化している中で、景気回復に向けて町が素早く対応できることは内需拡大であることから、次の点を伺う。

①町発注の公共事業や物品の購入については、更に地元業者を利用すべきではないか。
②国が進めている定額給付金が支給された場合、地元商工業の活性化を図るための有効な対策を講じるべきではないか。

答弁（町長） ①町の公共工事等については、地元業者への発注あるいは地元産材の活用などを積極的に進めているが、今後とも地域全体の活性化を図るべく、更に積極的に取り組んで行く。

②定額給付金は住民の生活支援と地域経済対策を目的に支給されるものであり、地元

で有効に活用され、商工業の活性化に役立つものと考えている。

馬頭・小川両商工会では緊急景気対策事業としてプレミアム付き商品券の発行を計画しており、町は商品券発行に対する支援として300万円の助成金を計上したところであり、本取り組みが商工業の活性化に大きな役割を果たすものと考えている。



内需拡大で地元商店街活性化を

町独自の農業振興策は

質問 当町の農業振興策について、次の点を伺う。

①配合飼料が高騰している中で、畜産農家は大変厳しい経営状況に置かれている。飼料自給率向上のために減反水田を活用した飼料用米の生産などに町独自の助成制度や施策を設ける考えはないか。

②耕作の困難な農地から減反するなど、町全体を考えた農地の効率的な活用と遊休農地対策について、どのように考えているか。

③イチゴの出荷価格が値崩れを起こしている中で、生産農家への対策はどのように考えているか。

答弁（町長） ①新規自由米である飼料米は、流通方法が確立していない状況にある。今後、関係機関、JAとも十分に連携を図り、効率的な流通方法を考えていきたい。現在、生産調整の飼料用米の作付けについては、産地づくり対策等の事業による助成制度があるが、町独自の助成については、今後、生産調整の中で作付状況を見ながら検討したい。

②現在、国・県の元気回復事業や耕作放棄地対策事業等を活用して遊休農地の発生防止・解消を推進しており、効率の良い減反や担い手への農地集積を促進するため、関係

機関と連携し、担い手の育成確保を図るなど、優良農地の効率的な利用に向けて推進していきたい。

（農林振興課長） ③イチゴの市場価格は例年より2割程度低下していると聞いている。JA、県、関係機関と連携しながら、イチゴ農家を含めて農産物全体の経営安定と農業技術の強化を図っていきたい。

福祉施設進入路の整備はできないか

質問 若井地区にあるティザービスセンターの進入路は幅員が狭く砂利道であり、利用者から整備要望の声が出ているが、町は事業者からどのように聞いているか。また、町としてどのような支援策が考えられるか。

答弁（健康福祉課長） 事業者からは特別な申し入れ等はない。安心して利用できる進入路の整備を利用者が望んでいる事は理解しているが、進入路は民地となっていることから、町が直接かわられない状況にある。今後、事業者と地権者間で話し合いを進めていただき、要望に応じて支援策を検討していきたい。

小川地区小学校統合 早急に説明会開催を

質問 町行財政改革推進計画の中で、薬利小は平成24年度に、小川南小は平成27年度に小川小と統合することが示されているが、早急に説明会を開催すべきではないか。また、廃校舎の有効利用をどのように考えているか。

答弁（教育長） 小川地区の小学校統合に向けて、できるだけ早く説明会に入れるように準備をしたい。

校舎の活用については、学校は地域のシンボルの存在であり、コミュニティの核でもあることから、統合と併せて検討していく。



薬利小学校校舎

特産品ブランド化の積極推進を！



鈴木雅仁議員

質問 当町の観光振興の力を握る「特産品のブランド化」について、次の点を伺う。

① 特産品のブランド化に対する国・県の制度を活用した取り組みや民間、団体、組合等に対する支援は、これまでどのように行ってきたか。

② 町独自にブランド化を図ることも重要であり、地域ブランド力強化のための認定制度の創設や学官連携によるロゴシール等の製作など、積極的に取り組む考えがあるか。

③ 地域特産品や商品ブランド化の講習会、販路拡大の販売促進会の開催のほか、各種イベント参加、開発費用や資源等を支援する制度の確立など、ブランド化に対して町が直接的に支援していく体制や制度の整備も必要ではないか。

④ イノシシ肉加工施設設置は本年度の目玉事業として実

施されたが、ブランド化を図るために、どのような戦略でどのような販路を開拓していくのか。

⑤ イノシシ肉を広く町民に理解いただき、ブランド化への一歩とするため、学校給食への活用はできないか。

⑥ 当町で温泉水を使ったフグの養殖が報道され、町長も前向きに支援する表明をしたが、これまでの支援内容と今後の支援策は。



ブランド化商品の販売を図れるか

答弁（町長） ① 特産品のブランド化は、町としても国・県の施策を積極的に導入して取り組んできた。農林水産物や温泉等の観光資源について

も県に申請して認定を受けており、これら資源を活用した計画により、一層の地域振興を図っていく。

② 町振興計画にも独自のブランド商品開発や付加価値商品の研究開発等を取り上げている。

農工商連携事業や産学官連携事業の推進も地域ブランドの取り組みとして重要であり、今回、学官連携が宇都宮メディア・アーツ専門学校と宇大の里山科学教育研究プロジェクトチームと図られたことから、4月から開局するケーブルテレビ等を最大限活用し、町のPRと併せてブランド化に対する学官連携のノウハウを導入し、新展開が図れると考えている。

（商工観光課長） ① 那珂川町の地域資源として、アユ、八溝杉、馬頭温泉郷、富山のさらさら舞等々が県から認定されている。特産品振興については、物産振興会が中心となっており、今後小川地区にも話を進め、組織の拡充強化とPRを図りたい。

② 首都圏に近い立地条件を活かした特産品ブランド化は、重要な戦略だと考える。農産物等は地域団体商標制度等を

活用し、また、地域産業強化の認定制度やロゴマークについては今後検討したい。

③ 地域資源の掘り起こし・活用については、今後、庁内に研究会を立ち上げ、更に一般の方を含めた検討会設置も考えている。平成21年度予算では、地域ブランドに関する研修会・講演会開催の経費を計上した。

（農林振興課長） ④ 流通については町内各施設での販売のほか、インターネット等の活用による広域的な販路拡大を考えており、八溝・阿武隈个体群の純粋なイノシシをブランド化し、イメーシキヤクターや商品名を商品登録しながら、特産品化を目指す。

現在、町の広報やホームページ等でシンボルマークとネーミングを募集中であり、採用作品をPR等に活用し、ブランド化を図っていきたい。

⑤ イノシシは野獣で安定的な捕獲ができないため、計画どおりの入荷が不安定である。今後、需要と供給の状況を見ながら、PRや子供たちの理解を得るためにも学校給食地産地消推進協議会で検討し、給食への提供を実施したいと考えている。

（町長） ⑥ 先日、東京大学

の教授が地域資源活用件で来町した際、温泉水でのトラフグ養殖は全国的にも珍しいという話を聞いた。こうした形の中からも産学官連携が進むものと考えている。

基本的には事業者主体を優先するが、特産品をブランド化することによって交流人口増加が図れるとも考えるので、意欲のある前向きな姿勢に対しては、町としてもできるだけ限りの支援をしたい。

（商工観光課長） ⑥ 温泉フグ養殖について、県及び産業技術センターの指導をいただいた。事業の展開を考えると「中小企業地域資源活用支援制度」の活用が最適と考えるが、まず温泉水が地域資源として認定される必要がある。現在、認定に向け作業を進めている。

今後、関係機関と協議を進めながら、トラフグの実験用施設の設定、場所等についても協議・相談をして支援をしていきたい。また、平成21年度に養殖ノウハウ、データ収集の支援として30万円の助成を予定している。

（一般質問は、紙面の都合により、一部掲載を省略してあります。）

●表紙写真

撮影 写真家 薄井 裕氏

(白久)

タイトル 「春長閑」

はるのじゆ

撮影場所 那珂川町 健武地内



人事異動

4月1日付けの人事異動で議会事務局が次のとおりとなりました。

事務局長 田村正夫
局長補佐 橋本民夫
係長 岩村照恵
併任書記 深澤昌美
併任書記 長家佳奈子

議会会議録の閲覧

議会の会議録は、議会事務局及び町図書館で閲覧できます。



ホームページ

那珂川町ホームページに議会の会議日程及び会議結果を掲載しています。是非ご覧ください。

(4月から町ホームページが新しくなって議会情報がより見やすくなりました。)

URL <http://www.town.tochigi-nakagawa.lg.jp>



「読みやすい」議会だより」の発行に向けて

議会広報特別委員会では、町民の皆様が読みやすい・わかりやすい「議会だより」の編集に心がけています。

より良い議会だよりをお届けしていくために毎号、委員会から広報に関するご意見・ご感想をお伺いしていますので、ご協力をお願いします。

なお、前号に対しましては、多くのご意見・ご感想をいただき誠にありがとうございました。貴重なご意見等を参考に、より良い議会だよりの編集に努めてまいります。

議会のうごき

平成21年2月

- 17日(火) 議会運営委員会
- 19日(木) 県町村議会議長会定期総会
- 20日(金) 議会全員協議会
- 26日(木) 議会運営委員会
- 27日(金) 南那須地区広域行政議会

3月

5日(木)~13日(金) 平成21年第2回定例会

- 23日(月) 議会広報特別委員会
- 27日(金) 議会全員協議会

4月

- 17日(金) 議会広報特別委員会
- 24日(金) 議会広報特別委員会

議会を傍聴しませんか

皆さんの身近な問題などが審議されます。あなたも一度傍聴してみませんか。

6月定例議会(平成21年第4回那珂川町議会定例会)は、6月9日開会の予定です。議場は、小川庁舎3階です。

6月議会からケーブルテレビによる議会生中継が行われます。

編集後記

▽ 田植えも八割がた終わり、新緑の匂い立つ、さわやかな季節となりました。▽ 百年に一度といわれる経済不況の影響は、既に当地方にまで及び、週二日の就業となっている業種もあるようです。政府の一日も早い本格的な経済対策が実行され、不況克服ができますことを祈らずにいられません。

▽ 議会においても、種々の改革を試みております。まず、一般質問の一问一答方式を本年3月定例議会より試行しました。議員も執行部も60分間のやり取りの展開に緊張感が漂い、事前の調査・研究により熱が入っております。▽ 議会だより「ながかわ」も町民の皆さんに議会活動がより一層ご理解いただけるよう、わかりやすく読みやすい広報紙にしていきたいと考えています。町民の皆さんからも広報紙編集に当たって、ご提案やご意見をお待ちしております。既に何件かのご提言を頂きましたので、編集会議の中で検討し、出来るものから反映させていただきたいと思っております。

議会広報特別委員会委員

川上 要一